

## 経営者保証に関する取組方針の公表

令和5年12月20日

当組合は、平成25年に公表された「経営者保証に関するガイドライン」に沿って、これまでも経営者保証に依存しない融資に取り組んでまいりました。令和5年4月に改正された金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の趣旨を踏まえ、この取組みを継続してまいります。

### 1. ご融資する際の基本的な考え方

事業性融資における経営者保証につきましては、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証が必要であると認められる場合には、その理由や範囲等について丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得いただけますよう努めてまいります。

### 2. 取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の要件等に沿って、経営者保証が必要か否かの確認を行い、必要であると認められる場合に経営者保証の受入を行います。経営者保証を受け入れする際にも、ガイドラインの趣旨を踏まえ、保証限度額、代替的な融資手法等の活用を検討してまいります。

#### 経営者保証に関するガイドライン要件の概略

下記要件を満たしていない場合には経営者保証をお願いすることがあります。

- ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られているか
- ②財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が図られているか
- ③財務基盤の強化が図られているか

※経営者保証をお願いする場合には、どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを丁寧に説明いたします。

また、保証契約見直しのお申し出があった場合には、改めて経営者保証の必要性について、真摯かつ柔軟に検討のうえ、適切に対応いたします

以上